

## 平成28年3月八戸市教育委員会定例会会議録

開催日時	平成28年3月23日(水) 午後1時30分		
場 所	市庁本館3階 議会第1委員会室		
教育委員職氏名	教育委員長	大 庭	文 武
	教育委員長職務代行者	武 輪	節 子
	教育委員	築 瀬	眞知雄
	教育委員	油 川	育 子
	教育長	伊 藤	博 章
事務局員職氏名	教育部長	佐 藤	浩 志
	教育部次長兼教育総務課長	野 田	祐 子
	図書館長	藤 田	俊 雄
	学校教育課長	小笠原	徹
	教育指導課長	木 村	一 夫
	社会教育課長	田 中	勉
	是川縄文館副館長	清 川	定 吉
	総合教育センター所長	原	寿
	博物館副館長	古 里	淳
	教育総務課参事	尾 崎	雅 祥
	学校教育課参事	茨 島	隆
	是川縄文館参事	宇 部	則 保
	是川縄文館参事	村 木	淳
	東地区給食センター所長	中 里	親 弘
	北地区給食センター所長	外 館	一 良
	西地区給食センター所長	清 川	彦 一

## 開 会

(大庭委員長)

定刻となりましたので、平成 28 年 3 月教育委員会定例会を開会します。

本日の議事録署名は、武輪委員さんを指定します。

それでは教育長から、主な会議・行事等について、説明をお願いします。

## 主な会議・行事等

(伊藤教育長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの報告につきまして、ご質問などありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

これより議事に入ります。本日提出されております議案を審議します。

はじめに、議案第 21 号「八戸市立公民館長の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

## 議案第 21 号 八戸市立公民館長の委嘱について

(田中社会教育課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

それでは、議案第 21 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 21 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 22 号「八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

## 議案第 22 号 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について

(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 22 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 22 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 23 号「八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

### 議案第 23 号 八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について

(古里博物館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 23 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 23 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 24 号「八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

### 議案第 24 号 八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(野田次長兼教育総務課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 24 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 24 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 25 号「八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

### 議案第 25 号 八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について

(野田次長兼教育総務課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

(武輪委員)

こちらの規則の一部を改正する規則ということに関して異議はございませんが、この新旧対照表を見て確認と質問をさせていただきたいと思います。

中野地区、鳩田地区にあるものの建設年月が昭和 32 年、昭和 44 年、昭和 49 年ということで、この年月だけ見ますと、大変古い建物で、60 年近いもの、50 年近いものと思われま。こちらはリフォームされて、現在入居者がいらっしゃるのか、どういう状況なのか。

今後このまま当該 3 校が一緒になったことによって、市野沢小学校学区の近辺が利便性がいいということになります。こちらの住所から見ますと、中野小学校の近くにこの中野の住宅があり、鳩田小学校の近くに鳩田の住宅があるから利便性がよかったと解釈しています。こちらの中野小学校、鳩田小学校が学校として機能しなくなったことによって、この近くの建物は段々利用されなくなる可能性があるのではないかと思います。今後についてお考えがあるのかという 2 点をお聞きしたいと思っております。

(野田次長兼教育総務課長)

ご指摘のとおり、非常に古い住宅になってきておりまして、入居者は現在ない状況になっております。今仮に入居したいという方があっても、すぐに入られるような状態ではございませんので、いずれ廃止していかなければならないものであらうと考えております。ただ市野沢小学校の校長住宅、ここについてはまだ入居可能な状況かと思っております。教員住宅ということになっておりますけれども、現在教職員の方でこちらへ入居したいという希望を持っている方はございません。一般の方でも入れなくはないのですが、基本的には教職員の住宅という取扱いになっております。老朽化した部分については現在既に入居できない状態になっておりますので、状況を見ながら、いずれ解体という方向に進みたいと考えております。入居できる部分につきましても、おそらく入居者がいない状態が続けば、住宅は入居しないでおきますとどんどん劣化してまいりますので、いずれ廃止せざるを得ないかと思っております。以上でございます。

(大庭委員長)

よろしいでしょうか。それでは、議案第 25 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 25 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 26 号「八戸市いじめ問題専門委員会規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### **議案第 26 号 八戸市いじめ問題専門委員会規則の制定について**

(木村教育指導課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

私はやはりこの規則が制定されることによって、起こらないことが一番いいわけですがけれども、特に重大事案等が起こった場合には迅速な対応ができ、後手にならないような対応をしていけると思っております。個人としてもよかったですと思います。

それでは、議案第 26 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 26 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 27 号「八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### **議案第 27 号 八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則の制定について**

(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

それでは、議案第 27 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 27 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 28 号「八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**議案第 28 号 八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則の制定について**  
(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

それでは、議案第 28 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 28 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 29 号「八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**議案第 29 号 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について**  
(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

それでは、議案第 29 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 29 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 30 号「八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**議案第 30 号 八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について**  
(原総合教育センター所長兼こども支援センター所長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 30 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 30 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 31 号「八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

### 議案第 31 号 八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(古里博物館副館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 31 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 31 号を原案のとおり決定します。

以上で議案の審議は終わりました。

次に、報告事項に参ります。初めに「平成 28 年 3 月八戸市議会定例会一般質問事項について」は、事前に資料が配布されておりますので、委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

### 【平成 28 年 3 月八戸市議会定例会一般質問（質疑応答）】

(築瀬委員)

3 ページですけれども、毎年出ていることです。ここにある答弁と再質問の回答ですけれども、そのことについて少し長くなると思うのですが、要望みたいなことを 3 点ほど述べさせていただきたいと思っています。

まず 1 つ目ですけれども、教育長答弁の一番下の丸のところに、まずこのことについては 4 月から制度化されるものと一緒に検討していきたいと述べていますが、小中一貫教育とか、小中一貫校というものについての具体的な研究、検討がまだしっかりと進められていない状況にあると認識しています。適正化と

一緒にというよりは、小中一貫校、そしてこの4月から制度化される義務教育学校について、まずそのことを純粋に勉強・研究をするということが大事だと思っています。私たち教育委員も含めて勉強したいので、事務局の方にはそういう機会を持っていただければありがたいと思っています。このことに関しては、全国の流れもあるわけですね。品川のように十五、六年前から取り組んでいて、今は全部小中一貫校だということもあります。それぞれの地域の特性や事情がある中で、やはり一番大事なのは八戸市の学校教育にとってどういう意味があって、本当に必要なのか。そういった純粋な考えで検討していくべきではないかと思っています。

また先ほど統廃合のことも出ていますが、この小中一貫校とか、義務教育学校というものが学校統廃合の手立てとして単純に使われないように配慮していく必要があると、そういう懸念もあります。そういったところも含めながら勉強、検討していく必要があると思います。それと同時に八戸市が持っている、地域密着型教育推進事業と小中学校ジョイントスクール推進事業、この2つの大きな事業も是非重要課題として関連付けて考えていく必要があると思っています。八戸市は八戸市の事情というものを持っているわけですので、そういったところを大事にしてほしいと思っています。それが1つです。

2つ目です。今回のこの再質問の内容を見ていますと、具体的に湊東中学校区について小中一貫教育のモデルエリアとして検討を進めてほしいと、いきなりこういうことが出ていて、私はびっくりしたんですが、26年度の12月、3月の定例会でもこのことを、議会でも取り上げられているので、私からお話をさせていただきました。そのときに事務局から、この当該地域については意見交換会を開くということで承って、開いたということでその様子も聞きました。何を言いたいかということ、ここの中に中期の検討課題という文言があって、少しそこに引っ掛かっているので要望などを少し話したいと思います。中期の検討課題の中で、湊高台地区への学校新設及び湊小学校と青潮小学校の統合について検討する必要があるということがはっきり出されているのです。今、特にこの湊地区のことがすごく取り上げられているのですが、実際にはあと3つの地区が中期の検討課題として取り上げられていて、そちらの3つの地区のほうはかなり人数的にも、現狀的にも厳しい状況にあるという認識を私は持っています。なぜこの湊地区だけがその中で中期課題についてこのように取り上げられるのか、疑問のあるところなのです。その疑問の1つは皆さんもご承知なのですが、青潮小学校は四、五十人減ったといってもいまだ市内で3番目、5月時点では605人の規模の学校です。それから湊小学校も248人、44校中22番目の中位なんです。つまりあと22校、湊小学校よりずっと人数の少ない学校があるのに、なぜこんなにやり玉にあがるのかということをご不思議に感じているので、慎重に取り扱っていただきたいということが私の要望です。

もう1つこの地域について言うと、いきなり中期検討課題が取り上げられているのですが、実は短期検討課題というものがあるって、通学区域の問題を短期検討課題として、すぐに解決しなければならないと取り上げているのです。具体的にいえば赤坂の問題です。そのことには全く触れないで、いきなり中期ということも非常に疑問なところがあるのです。短期検討課題を踏まえて中期であればわかるのですが、各地域の実情とか地域住民、保護者の考え、その地域が持っている歴史的な意味、そういったものを十分に考えて、慎重に議論を進めていただきたいと思っています。これは率直な要望です。

最後ですけれども、先ほどもちょっと触れたのですが、昨年1月には文科省から、統廃合に関する手引きが出されましたね。その手引きは大きく新聞にも取り上げられました。この案（八戸市立小・中学校の適正配置に関する基本方針・検討課題）が出たのは23年の7月ですね。もう5年経っています。何を要望したいかということ、現状を踏まえた再度の見直しが必要な時期なのではないかということを感じてい



るので、是非その辺を慎重に検討していただきたいと思ってお話をしました。以上です。特に何々を回答ということではなくて要望です。

(齋藤教育部次長)

それではここで取り上げられた経緯をご説明したいと思います。

ここに書かれているものは答弁の概要でありますので、まさにいま築瀬委員からお話があったようなことが議会で取り上げた内容でございます。もちろん小中一貫校、義務教育諸学校のことについて触れながら、最終的な落としどころはこの適正配置の検討課題、検討方針について見直しをしていく必要があるのではないかと。これが議員さんの求めるところであります。

これは再質問等も実際にあったわけですが、その中で教育長からお話したことは、やはり小中一貫校、義務教育小学校について我々もまだまだ勉強不足である。よって来年度早々にプロジェクトチームを市教委内に立ち上げて、教育委員も含めて勉強していく機会を持ちましょうということも計画の予定の中に入っております。既に指導主事が今年度各県の先進地を視察しておりますので、その状況等も入れながら、当市にとってこの小中一貫校が果たしてどれくらい意義のあるものになるかという部分も、勉強する機会を持ちたいと考えておりました。これも教育長から再質問の中でお話した内容ではありますが、統廃合の1つの手立てとしてこの小中一貫校の導入、これだけはやらない。あくまでも教育環境の改善という視点で導入を検討していきたいということをお話しています。

それから適正配置の中期検討課題の捉え方なのですが、これは築瀬委員から湊・第二青潮の話がありましたが、このほかにも実際に中期課題に挙げられているところがあり、これは既に同時進行で今着手しているところであります。これまで進めてきた短期課題と、この中期課題に挙げられている地域では、若干状況が変わってきておりますので、ある意味では長いスパンで話し合いを進めながら、将来目指すものは何であろうかという視点で共通理解を図っており、すぐには結論が出ない。そういう考え方で今進めているところでした。特にこの湊青潮だけがということではなく、金浜あるいは大久喜・種差、ここも同じように今進めている、ということをご理解いただきたい。

ただその中でなぜこの湊が挙がってきているかということ、実は湊地区からさまざまな声がありまして、市教委としてどういう方向性を持っているのかと。それに我々も応えていくという意味で、ここが一番先に話し合いを持ったという経緯がございます。その中にはもちろん第二青潮小の建設、あるいは湊小・青潮小の統合といったところもあるわけですが、もう1つは、その学区の再編です。我々としては短期課題の中に学区再編の部分もあったのですが、そういう話であれば一緒に意見交換をする必要があるのではないかと。話し合いをしてきた経緯がございます。決してそこで結論をどうのこうのということではなく、将来的な先を見据えての意見交換ということで捉えていただければと思っております。以上です。

(築瀬委員)

はい、ありがとうございました。

(大庭委員長)

私もこの小中一貫教育については関心があるのですけれども、先ほどの築瀬委員と同じで、まだまだ委員の中でもこの件については情報不足、あるいは勉強不足、研究不足というところがあります。したがって今お話にありましたけれども、事務局の研究と同時に委員も一緒にこの問題はもう少し勉強していかなければならないという気持ちがしております。

私自身このことについては、何を目的に小中一貫校にしていくのか。理念が先行してもだめなのですが、そこが大事かと思えます。今そういう方向ではないと言われたので安心したのですが、簡単に言えば統廃合の1つの手段としてこの小中一貫をつくるということもあるかと思えます。それから2つ目には「中1ギャップ」といわれるような生活指導面、これを重視した小中一貫にするのか。それから3つ目としては学習指導の充実といいますか、学力を主にした小中一貫校を目指していくのか。そうなるのと教科の弾力性というところからいわゆる義務教育学校ですね。小中で先生が相互に立ち入るとか、教科内容を弾力的に小中にまたがるような小中一貫校がつかれるとか。そうすると人員配置の問題とか色々な問題が出てくるかと思えます。そのようなことを八戸市が目指すとすれば、どう整備していくのか。やはりその辺が我々自身もまだ勉強不足のところもありますので、いろいろ検討していく中で我々にも勉強会なり、あるいは情報提供をしていただければと思います。

それからもう1点だけ、このことに関連して質問です。八戸市の場合は地域密着型教育ということをやっているわけで、それと関連するのですが、今突然この湊中、東中学校の学区から声が上がったということもありました。保護者の方の意識としてはもうそこまで先行しているのかと思ったのですが、他の地区でも同じような声が届いているのでしょうか、小中一貫に関して。

(齋藤教育部次長)

小中一貫の導入についてですか。

(大庭委員長)

導入についてです。

(齋藤教育部次長)

先ほども言いましたとおり、まだまだ一般の方々、保護者も含めて、この小中一貫教育ということはどういう制度、あるいはどういう学校のシステムかという部分については、まだまだ浸透が図られていない部分がございます。ただ新聞等でこの近辺でいくと三戸地区、それからむつ市、東通、そういうところで小中一貫校の話題が出たりして、それを聞いて我が地域でもそういうことができないのだろうか、といった声はあるものの、やはり実際にこの湊も含めて、こういう勉強会を地域でも持ってほしいという声もあります。やはりこれについては今委員長もおっしゃったように、我々教育委員会も含めてそういう地域から要望があれば勉強する機会というものもこれから必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

(大庭委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。では小中一貫以外のところで何かありましたら

お願いします。

(築瀬委員)

すみません、あと1つなのですが、お二人の議員が取り上げられている障害者差別解消法という文言があるところですが、1ページ、8ページの辺りは人的配置とか個人のニーズに対する配慮ということが中心になっているので、そこは非常に一生懸命特別支援アシスタントのところが書かれてあって、答弁があったということはわかります。そこは八戸市が特に力を入れて、市長の理解もあってそのような人員増などが進んでいるということでうれしいことでもあります。

私が今お話ししたいのは、9ページに白山台中学校のことが具体的な答弁があったようなので、このことに関して要望をお話ししたいのです。周知のとおり、小学校において八戸市で初めて肢体不自由学級ができたのは柏崎小学校。23年8月開校に向けて準備をしたということで、その当時教育界に携わるものとしては画期的なことであった。肢体不自由学級が八戸市に長年なかったことについて、さまざまな保護者の要望に応えることができ、本当にうれしい出来事だったのです。これができるのは、新しく学校が建って、車椅子用のスロープとか「みんなのトイレ」と呼んでいる多目的トイレ、段差のない教室、さらには校内エレベーターの設置。こういったことが将来を見通した上での学校づくりになって、肢体不自由学級が順調に開設された。いわゆる人的なものと同時にその施設、設備の面で受入体制が整ったということがありました。今度は中学校ということで、答弁の中にもあるのですが、トイレの改修が終了し、今後はエレベーターを設置するというので、大変期待しているところです。

要望なのですが、新しい柏崎小学校は防災上のことから、周りの道路よりも2メートルくらい高いところに校舎があるのです。校庭は道路と同じくらいの高さなので、2メートルくらいの高さを降りていかなければならない。短期間での設計で、外構までの配慮が少し欠けたのか、階段しかないのです。校庭から2メートル近く上がる階段。そういうところに車椅子あるいは高齢者用のスロープの設置を、という声を聞いています。柏崎小学校の校庭に下がる時、児童昇降口を出てから100メートルくらい回って、正門まで行くと校庭との段差がなく平らになるのです。そこから入るか、そうでなければ車椅子を持ち上げて子どもを下すという形になるのです。校舎の出入り口から遠くないところにそういったものができれば、この法律の意図を汲んで改善できるのかと思います、要望としてお話ししました。

あと2つ目なのですが、今人的配置と施設の面でお話ししましたし、答弁もそうになっています。当たり前のことなのですが、大事なことは法律ができたから施設を改修して、人的配置を増やせばいいのではない。一番大事なのは受容する雰囲気、それが学校の中にあるかどうかだと思います。つまり特別支援学級、あるいはそこにいる子どもたちが学校の中でみんなから受容されている。子どもたち、先生方だけではなくて保護者、地域の住民からも受容されている。こういった体制づくりというものが私は基本的に一番大事なことだと思っています。これはいじめに関しても同じようなことが言えると思います。そういったところを八戸市が進めている命の教育の充実とか、特別支援教育の観点を生かした授業づくりと関連させて進めたいと思います。簡単に言えば差別のない学校づくりがこの基本にあるのではないかと思いますので、その点も強調していただきたいと思います。以上です。

(野田次長兼教育総務課長)

柏崎小学校の校庭のスロープの件だったのですが、確かに少し大回りすると行けるようにできているか

と思います。それだと少し遠回りになるので、階段のある近いところにスロープがほしいというお話を伺っております。ただ階段すぐのところにはスロープを付けるとなると、傾斜の問題等があつて急傾斜になってしまうということです。あるいはその校庭の中にまでずっと長く緩い傾斜でスロープをつくっていかなければならないということがあつて、なかなか簡単に一番近い場所につくることができず、難しいという話を聞いております。その辺のところは課題であるということは、我々施設の担当課としても認識をしてございました。学校側とはたびたび話をしながら、どういう方法がいいのかということを検討しているところでございます。今後もその辺を協議して、よりよい方法が見付けられれば対応させていただきたいと思っております。以上です。

(築瀬委員)

ありがとうございます。

(原総合教育センター所長兼こども支援センター所長)

築瀬委員からの2つ目の受容する雰囲気ということで、少しお話をさせていただきたいと思つています。

今柏崎小学校に在籍するお子さんがこの4月に中学校へということで、白山台中学校に肢体不自由の特別支援学級が開設されます。実をいうとその前に白山台小学校6年生のお子さんたちと、この当該のお子さんが学校を見学するなど、説明会を一緒にやる場を設けております。それから実際に改修したトイレをお母さんとか、教育総務課職員と指導主事も行つて、一緒にそこを見つています。それからエレベーターがまだありませんので、それができるまで職員の方々が1回3月に当該のお子さんを4人で持ち上げて、安心感を持たせるとか、色々な面で学校の職員だけではなく、生徒たちや地域の方とか、保護者の方にも受容するという雰囲気を醸成しているところであります。なお平成28年度のセンターの講座でも特別支援の講座が幾つかございまして、この障害者差別解消法の趣旨をさらに学校に周知していくという視点での内容もございまして、そのようなことも含めて、受容するという雰囲気づくり等が学校でも進めていけるのかと、センターでもそのようなことで支援してまいりたいと思つております。以上であります。

(築瀬委員)

丁寧な説明、ありがとうございました。

(大庭委員長)

ほかに委員の方でご質問はございませんか。

障害者差別解消法にお二方の委員から質問がありましたけれども、私は先月冒頭のあいさつの中でこのことに少し触れましたが、私個人の捉え方として八戸市の場合は先行して色々な取り組みをされていると思つています。築瀬委員のようにもっと具体的な現場を知っている方は、さらに要望等も出てくるかと思つていますが、私としては八戸市の義務教育の中では大変進んでいると感じております。特に先月お話ししたのは学校現場以外の公的な施設、博物館とか、視聴覚センターとか色々なものがあると思つています。教育委員会に関わる公的な施設でも、やはりその意識が必要だろうと。大前提は、法があるから整備するのではなく、いかにその子どもたちとみんなが共生していけるのか。そういう社会をつくっていかなければならないと思つています。そうすると公的な施設について、職員の皆さんもこの法律が施行されるということに

ついて、意識していかなければならないということで、先月は少しお話させていただきました。

それでは、次に「中国蘭州市との教員相互派遣について」事務局から説明をお願いします。

### 【中国蘭州市との教員相互派遣について】

(木村教育指導課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただ今の報告につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(武輪委員)

ただ今説明がありまして、いろいろわかりました。最初この資料を拝見させていただいて、日程的に大変多忙な時期で、年度初めで転出入の先生方がいらっしゃる学校では、その先生方や例えば新入学生も慣れていないところで、こういうお二人を受け入れるということは、非常に大変ではないかと思いました。蘭州の要望としてこういう日程だったのかとも思うのですけれども、年度初めで本当に先生方が慣れない中で受け入れするのは、多忙感解消といいながらも、やはり仕事を増やしてしまっているのではないかという気がしました、日程的な面で見ると。ただ今お話があったように、入学式であったり、身体検査であったり、また4月13日の小教研の様子も一緒に見ていただくというところでは、なかなかないチャンスなのかとも思います。やはり実際現場にいる先生方が受け入れるということは2倍、3倍の労力がいると思いますので、その辺をもし教育委員会で可能であれば、先生方のサポートをお願いしたいと思っております。

今説明がありましたけれども、研修が白山台小、中学校を拠点にして、こちらにも明記されていますが三条小学校、一中、東中学校、それから田代小・中学校と載っております。この三条小学校、一中というものは、昨年11月に八戸から行った先生方が三条と一中であったので、そちらで、ということで学校を選ばれたと思います。今日の11時に異動が発表になって、こちらの定例会に来る前に私も資料を見させていただいたのですが、三条小学校の三浦先生は町畑小学校に異動になったと資料にありました。そうすると三浦先生がいらっしゃるので町畑になるのか、そのまま三条小学校で受け入れるのか。もうすぐのことです。もし三浦先生を頼ってということであれば三条小学校ではなく、町畑小学校にお願いするほうが来られる方も安心なのではないかと思います。

(木村教育指導課長)

まずはこの期間についてです。これは蘭州市側の要望ですので、受け入れていただいた以上はこちらもできるだけ対応するというのでやりました。

それから学校の視察についても、この2人を学校に置いてくるのではなくて、必ず私が担当の坂本が随行します。それから白山台小学校、中学校にはカテリーナさんというALTが今います。この劉さんは英語ペラペラですから、英語を媒介にして話してもらうこともあります。空いていれば市民連携課に中国語、英語を話せる国際交流員もいますので、そちらに帯同してもらう。学校に任せるのではなくて、授業を見せてください、普段の様子を見せてくださいというように負担は掛けないように配慮しています。

それから実はさっき私もその人事異動を見ておとなりました。三条には彼が行ったときの中国蘭州紹介コーナーがありますので、そこを見せながら時間があると思いますので、当然三浦先生の町畑小学校に

1時間であっても顔を出したいと思っています。ここは柔軟に対応していきたいと思っています。以上です。

(大庭委員長)

はい、ありがとうございました。ではこの件はよろしいでしょうか。

それでは、次に「今年度の広域的体験活動支援事業『発見!ふるさと体験隊(はっふる隊)』の活用状況について」事務局から説明をお願いします。

### 【今年度の広域的体験活動支援事業「発見!ふるさと体験隊(はっふる隊)」の活用状況について】

(木村教育指導課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(武輪委員)

2番の今年度の様子からというところの(3)の「また」のあとなのですが、大変興味深い記述がありました。新たな公共施設を自校で探し出し、体験プログラムを考え、施設をお願いをした学校も見られたということがあります。この新たな公共施設というのは具体的にどここのことで、どういうプログラムを考えたのかということをお聞きしたいと思いました。

それから施設別の集計の中に名川海洋センターというものがありますけれども、ここを私は存じ上げなかったのですが、海洋センターと書いてあるので何か海に関係するセンターなのかと思って私なりに調べたら、プールとか体育館の利用ということでもいいのかと思いました。この2点についてどうでしょう。

(木村教育指導課長)

まず、2点目のほうですが、これはB&Gで設立した旧名久井小学校の跡地に建てたプールとか体育館など、そのようなものを利用できる施設であります。

1点目につきましては担当からお答えいたします。

(教育指導課 出貝指導主事)

これは五戸小学校だったのですが、施設は八戸北丘陵下田公園です。ここは道路をはさんで向かいに農村環境改善センターというものがあります。その施設の方を公園に呼んで、1年生の生活科の学習で、ここの公園では秋にこういう木の実が出たりだとか、こういう植物があるのだということを教えてもらって、そこで自然体験をしたという学習です。施設としては考えていなかったというところで、学校のほうでこういう使い方もあるのではないかということになって、そういうことであればどんどんということ。実は昨日この農村環境改善センターの施設に行ってきたのですが、本当に楽しかったと、子どもと触れ合えてよかったということも感想として施設の職員の方から聞いております。以上です。

(武輪委員)

はい、ありがとうございます。そういう新たな発見というか、学校の先生方に考えていただくということを他の学校にも紹介して、こういう利用の仕方もあるのだというお知らせもいいかと思えます。このはつふる隊ができたのは(5)のところにもあります八戸定住自立圏内の施設活性化の観点から始まったことだと思います。八戸の施設だけではなくて、八戸から三戸郡、おいらせ町のほうにどんどんバスを利用して行ってもらいと、もっと活性化できるのではないかと思っております。

(大庭委員長)

この事業をきっかけに、今のお話のように視点が広がってきているというか、活動範囲が広がってきている。それはやはりいい方向なのかなと思いました。

それでは、次に追加で2件報告案件がありますので、まず「燕島遺跡試掘調査結果について」事務局から説明をお願いします。

### 【燕島遺跡試掘調査結果について】

(清川是川縄文館副館長、村木参事 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質問などがありましたらお願いいたします。

ないようですので、次に「国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」について」事務局から説明をお願いします。

### 【国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」について】

(藤田図書館長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

はい、ありがとうございました。実際に図書館を訪れた方が利用する具体的な方法は、受付に行つて、ということでもいいのですか。

(藤田図書館長)

はい。図書館2階のカウンター、郷土資料コーナーといたしますけれども、そこでデジタル化資料送信サービスを受けたいという申請をしていただくと、その場にパソコンがございますので、パソコンの操作方法について担当者がお教えます。またその画像を見て複写したいという申し出があれば、一般の図書新聞と同じように白黒10円のコピー、またはカラーだと50円をいただいてサービスを行っております。以上です。

(大庭委員長)

そのほか、事務局から報告案件はありますか。

[なし]

(大庭委員長)

ないようですので、最後に委員の皆さんから何かありますか。

### 【その他（質疑応答）】

(油川教育委員)

新しい年度を迎えるにあたりまして、3点ほどお願いと質問がございます。

まず1点目ですけれども、平成28年2月18日付けで伊藤教育長から市内の小学校、中学校の保護者の皆さまへ教職員の多忙化解消に関わることにしてお知らせがありました。教育環境の改善に関わる取り組みについて、昨年4月から市内の小中学校が連携して試行的に取り組まれているようですが、4月1日から本格的に取り組むにあたって、教職員の皆様の立場から、それから保護者の皆様の立場から、実際水曜日をノー残業デーとしたことよっての問題点などがありましたら、教えていただきたいと思えます。

(齋藤教育部次長)

これについては先ほどの3月の一般質問でも答弁したとおり、メリットもあるし、デメリットもあります。メリットの部分では、先生方の立場でいくとやはり意識が変わってきた。今何をすべきか、あるいは時間短縮で何ができるか。それによって子どもと向き合う時間が前よりは確保できるような状況ができてきました。まだ万全ではないですけれども。

課題としては学校サイドで見ると、市教委では水曜日ということでお話したのですが、行事等によってその水曜日が確保できないという声もあります。また中学校になると中体連とか、大会が近づくとどうしても休めない、また、体育館の割り当てなどもあって休めない、という事情も聞いておりました。ただこれについては文書をご覧になったとおり、あくまでも最終的には校長先生方の判断でどうぞ進めていただき、市教委が一方向的に強制するものではないということで共通理解を図っているところでした。

保護者の方々の受け止め方については、連合PTAから情報をいただきました。PTAの方が学校に行ってさまざま会議等をやるのですけれども、できるだけ短時間で済ませようとか、あるいは子どもたちが早く帰ることによって、自由に地域で遊んだりする時間があるけれども、子どもたちの安全安心を考えて見守りを強化しようとか、そういった協力的な声が聞かれています。他の県であったように、我々が何をするのか、学校でやるべきではないのかといった否定的な声は一切ありません。以上です。

(油川教育委員)

はい、ありがとうございました。2点目なのですけれども、これははじめ、それから自殺に関わることです。統計的には長期のお休みの春休み明けは増加する傾向にあるということです。子どものほんのわずかな兆候を見逃さないということ。あとは、24時間子どもSOSダイヤルというものがあって今も周知してくださっていると思うのですけれども、それを子どもたち全員に伝わるようにということです。これを無料化するというシステムに、今文部科学省が変えようとしているかと思いますが、無料化になりますと電話番号等も変わると思いますので、文部科学省からの通知に十分ご留意していただきまして、変わった際にはその旨を子どもたちへ確実に伝えるようにしていただければと思います。お願いいたします。

最後なのですけれども、アクティブラーニングの学習の指導方法についてお聞きしたいことがあります。次の学習指導要領ではアクティブラーニングというものに注目していることと思えます。平成30年に指導



要領の改訂があつて、そして33年には実施ということになると思います。その間の平成32年度には大学入試の制度というものが大きく変わります。これもまたやはりアクティブラーニングを踏まえたものであると思われます。そうすると現在の中学生が大学を受験する際に関係してくる問題でもあると思います。先ほど八戸市の中学校教育研究会の研修収録というものを頂戴しました。この中にちょうど四戸先生が会長なのですけれども、アクティブラーニングへの近道ということで、既に取り組みされている様子がとてもよくわかりました。小学校も取り組まれていると思いますけれども、具体的に教えていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(木村教育指導課長)

アクティブラーニングは主に高等教育、高等学校だとか大学に向けてやっています。小中学校ではアクティブラーニングという言葉を使っていませんが、それと似たようなものは、子ども主体の授業というところで行っております。これはアクティブですから、子どもたちが活動すればそれでいいのではなく、その活動のために自分が何を知っていて、それをどう使って、何をやりたいのか。これを明らかにした上で、子どもたちの活動の場を与える。そして子どもたちの意見を交流させて、高め合っていくということが目的です。それについては計画訪問、要請訪問等を通して、今年度もアドバイスできる場所はしてまいりましたし、来年度はさらにまた一歩近づきましたので進めていきたいと思っています。以上です。

(油川教育委員)

はい、わかりました。どうもありがとうございました。

(大庭委員長)

アクティブラーニングについてはおそらく今、むしろ大学が深刻な問題になっていると思います。アクティブラーニングを使った学生の研究あるいは課題解決に向かっているかということで、大学が今一番直面している問題でもあるかと思っています。そのような講習会、講演の中であつたのは、その講師の方がいわゆるアクティブラーニングというものは「おでん」ですよという表現をしたのです。何かと思って聞いたら、小学校などを回ってみると、一環としてグループでやります。いろいろ討議したり、解決方法を見付けていくなど。その時なりがちなのは、各グループに先生役ができてしまって、その人が何とかまとめている。これは従来の先生が同じ学級の中に複数できたに過ぎませんよと。本来考えるべきなのはおでん型で、中の具1つ1つが味を出して、あのスープができあがるのですと。先生を増やすのではなくて個々の素材がどう生きていくか、それが目指すべきアクティブラーニングですという表現をされて、なるほどと思つてその言葉を覚えていました。以上、参考の話をしました。失礼しました。

閉 会

(大庭委員長)

あとそのほかよろしいでしょうか。

それではこれもちまして平成28年3月の教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後3時10分閉会)